

**龍ヶ崎市**  
**第 3 次中期財政計画(案)**  
(令和 5 年度～令和 12 年度)

令和 5 年 4 月  
茨城県龍ヶ崎市

## はじめに

本市では、平成24年9月に「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、柔軟で持続可能な財政構造の構築、自主的かつ総合的な地域経営の確保に努めてまいりました。また、同条例施行規則で策定が規定されている本計画は、最上位計画の確実な実行や財政運営の道筋を示すものとなります。

条例の制定から10年が経過し、この間、第1次中期財政計画(平成25年度～平成28年度)、第2次中期財政計画(平成29年度～令和3年度)で、財政指標を用いた財政運営目標を定め、財政力強化に継続して取り組んできました。

これまでの財政健全化の取組効果に地方交付税の追加配分等の歳入環境の改善が加わり、令和3年度は財政運営目標を全て達成しました。将来の財政負担は、平成14年度の635億円をピークに、令和3年度には348億円と大幅に圧縮され、また、一般基金残高は、28億円まで落ち込み、基金の枯渇が懸念された平成21年度から、令和3年度には約58億円まで回復するなど、本市の財政状況は着実に改善してきました。しかしながら、この改善は、市税収入などの自主財源の増収を主要因とした自立したものとは言い難く、まだまだ脆弱な財政基盤であると認識せざるを得ません。

本市の人口は平成22年度をピークに減少を続け、市税収入の減収が懸念される中、少子化対策や高齢化に伴う社会保障関係費の増加や公共施設の更新等の財政需要に対応することになります。さらに、現下のエネルギーコストの上昇等に伴う物価高騰への懸念もあり、本市を取り巻く財政環境は非常に厳しいものとなっています。

このような状況のなか、基礎的自治体としての責務を果たし、各種課題を乗り越え、さらには、令和5年1月にスタートした最上位計画の「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に位置付ける主要事業の着実な実行を裏付ける財源を担保するため、本計画に定める財政力強化の取組を職員一丸となって進めてまいります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年4月

龍ヶ崎市長 萩原 勇

# 目 次

第1章 財政の現状	
1 経常的な歳入・歳出決算と経常収支比率の動向	1
2 財政硬直化の原因	2
(1) 一般財源の減少	2
(2) 義務的経費の増加等	3
3 将来の財政負担の状況	4
4 一般基金等の状況	5
(1) 特定目的基金の状況	5
(2) 一般財源基金の状況	5
5 財政健全化の取組	6
(1) 中期的な財政健全化計画の策定	6
(2) 健全化判断比率の状況	7
第2章 第2次中期財政計画の取組と成果	
1 財政運営目標の実績	8
(1) 財政収支の改善	8
(2) 柔軟な財政構造への転換	9
(3) 将来負担の削減	10
2 歳出削減・歳入確保の実績	11
(1) 歳入項目増減要因	12
(2) 歳出項目増減要因	12
第3章 財政収支見通しと課題	
1 財政収支見通し	14
(1) 推計方法	14
(2) 財政収支見通し	14
2 財政運営上の課題	15
第4章 財政運営の目標	
1 計画策定の趣旨と方向性	16
2 計画期間	16
3 財政運営の目標	16
(1) 財政収支の改善	17
(2) 柔軟な財政構造への転換	17
(3) 将来負担額の削減	17
第5章 財政力強化の取組	
1 収支改善目標	18
2 具体的な取組事項	18
3 計画実施後の財政収支見通し	20
4 進行管理と公表	20
資料	21

## 第1章 財政の現状

### 1 経常的な歳入・歳出決算と経常収支比率の動向

本市では、平成10年代前半までの人口増に伴う財政需要の伸びとインフラ整備に伴う債務の本格償還期を迎える中、景気の長期低迷や地価下落、人口増も止まり、市税収入が伸び悩んだことから、財政構造の硬直化が進行しました。

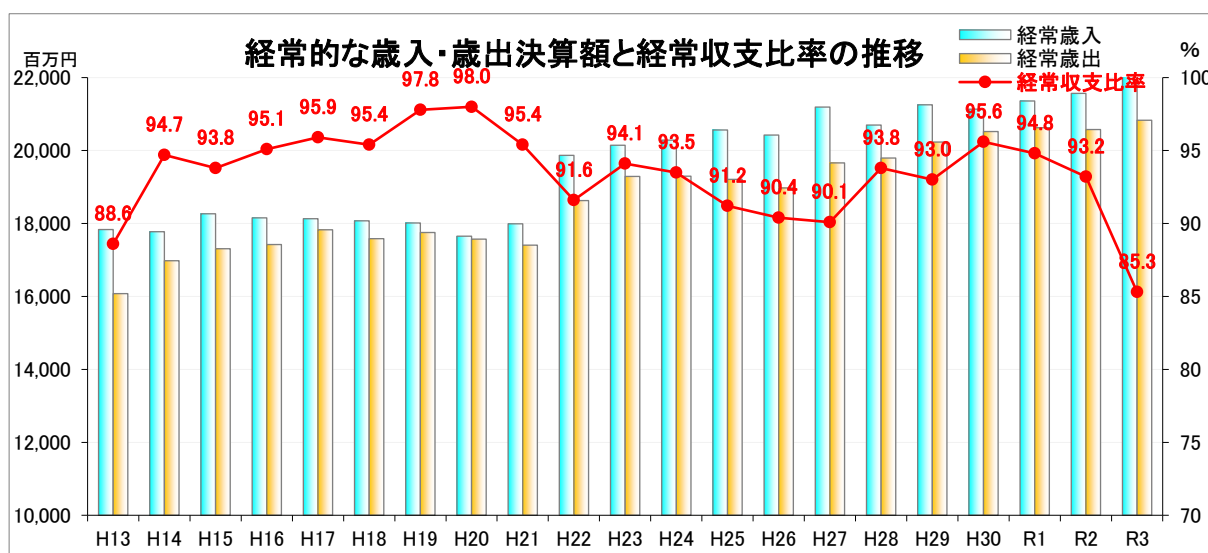
この傾向は平成14年度から顕著に表れ、市税を中心とした一般財源が伸び悩むなか、償還のピークを迎え経常収支比率<sup>1</sup>は94.7%に急上昇しました。

平成16年度からは、三位一体の改革<sup>2</sup>により地方交付税が削減され、さらに平成20年度秋の世界的な金融危機の影響による歳入環境の落ち込みを背景に、平成20年度に経常収支比率は98.0%に達し、本市の財政は財政健全化法<sup>3</sup>に規定する「早期健全化段階<sup>4</sup>」入りが危惧される状況まで悪化しました。

その後、財政健全化プランに基づく財政健全化の取組効果に地方交付税の復元もあり、平成20年度を底に改善し、平成27年度には90.1%まで回復しました。

しかし、主な改善要因は地方交付税の復元によるもので、市税などの自主財源の増などに伴う自立したものとは言い難いものであり、それを裏付けるように、一般財源の減などで、平成28年度に再び上昇に転じ、平成30年度には95.6%の高水準となり、依存財源の多寡に左右される脆弱な財政基盤であることが浮き彫りとなっています。

急速な少子高齢化とこれに伴う人口減少がすでに始まっており、市税収入の減少と社会保障関係費の増加の同時進行や公共施設の更新問題への対応など財政運営上の大きな課題に直面しています。



(注)経常的な歳入には、臨時財政対策債等を含む。

<sup>1</sup> 地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されている割合で、この数値が低いほど、財政構造に弾力性があることを表し、経常的な経費が増加すると数値は高くなり、財政運営は硬直化する。

<sup>2</sup> 国と地方の税財源に関する改革で、①国から地方への補助負担金の削減、②国税から地方税への税源移譲、③地方交付税制度の見直し、この3つをまとめて実行することから「三位一体の改革」と呼ばれる。税源移譲3兆円の一方で、国庫補助負担金改革で4.7兆円削減、地方交付税改革で5.1兆円が削減された。

<sup>3</sup> 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の略称。

<sup>4</sup> 財政健全化法で定める財政の健全化を判断するための指標。4つの指標により、「健全段階」、「早期健全化段階」又は「財政再生段階」の判定が行われる。

## 2 財政硬直化の原因

### (1) 一般財源の減少

#### ① 市税

市税収入は、平成 13 年度に約 106.6 億円ありましたが、景気の低迷や地価下落を反映し、平成 15 年度に 100 億円を割り込みました。その後、景気回復で緩やかに市民税個人分は持ち直し、平成 18、19 年度には、三位一体の改革による税源移譲もあり、109 億円を超えました。

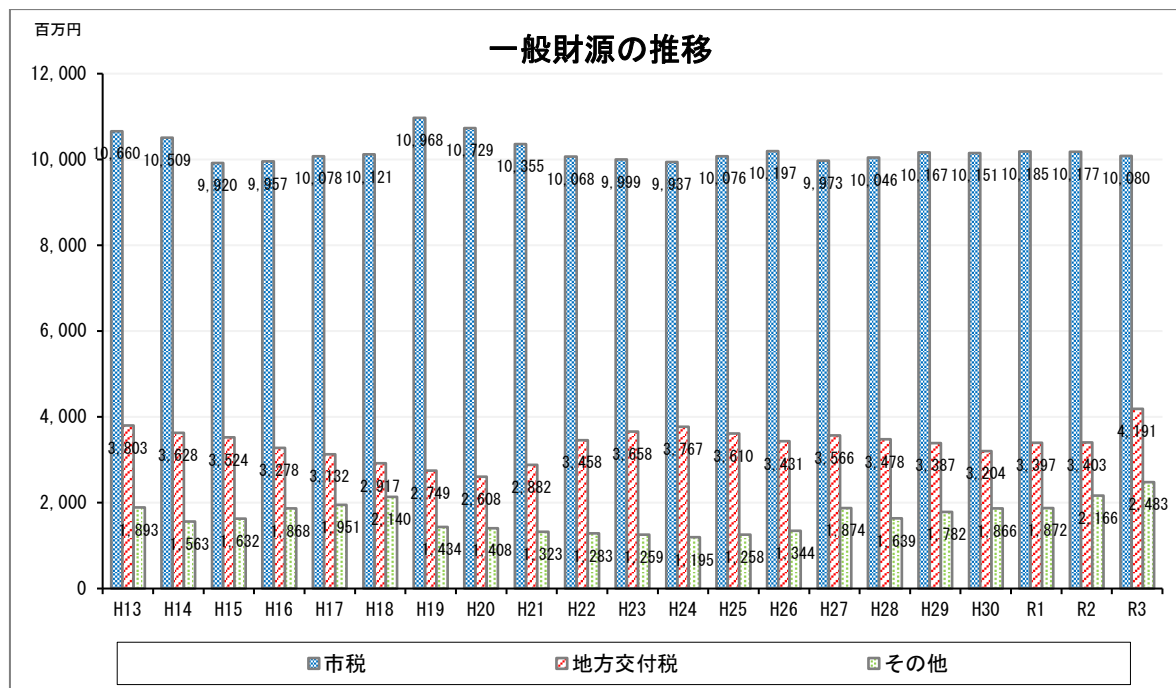
しかし、平成 20 年秋の世界的な金融危機を契機に、我が国経済は急速に冷え込み、税収環境が一変し、さらに東日本大震災の影響もあり、平成 23 年度には再び 100 億円を下回りました。以降、上昇の兆しは薄く、100 億円の水準で一進一退を繰り返しており、本市の税収は、税源移譲前である平成 18 年度の水準が定着しているのが現状です

#### ② 地方交付税<sup>5</sup>

地方交付税は、三位一体の改革の影響により、平成 11 年度の 41.8 億円に対し平成 20 年度では 26.1 億円と大幅に減少しました。

その後は、地方財政に対する支援措置、いわゆる「地方配慮」などの政策により、平成 24 年度に 37.7 億円まで復元しました。

その後、基準財政収入額算定額の増等で減少傾向となり、平成 30 年度には、32.0 億円まで減少し、改善傾向にあった財政運営に影響を与えました。令和 3 年度は、「臨時経済対策費」や「臨時財政対策債償還基金費」の臨時費目の追加で大幅に増加しました。



(注)地方交付税は、震災復興特別交付税を除く。

<sup>5</sup> 地方交付税は、普通交付税と特別交付税に区分され、前者は総額の 94%、後者は 6%の額。地方団体が等しく行うべき事務を遂行できるよう財源の均衡化を図るもので普通交付税は、標準的な水準における行政を行うために必要となる基準財政需要額が標準的な税収の一定割合により算定した基準財政収入額を超える額を基礎として交付される。

## (2) 義務的経費の増加等

### ① 義務的経費<sup>6</sup>

義務的経費は、歳出の大宗を占める経費で、令和3年度歳出決算構成比（普通会計）の約53%を占める状況です。財政運営の自由度を高めるためには、この義務的経費の圧縮が重要なポイントとなります。

扶助費は、少子高齢化社会の到来を背景に伸びており、人件費は令和2年度に導入された会計年度任用職員制度により増加しました。公債費は償還の進捗により減少基調にあるものの、全体としては増加基調にあります。

- 人件費：職員採用の平準化などにより、一般職給料等は減少傾向にある一方で、地域手当の引き上げや会計年度任用職員制度の導入などの制度改正で、大きな変動なく推移。
- 公債費：新規借入抑制や低利借換えなどの効果で減少傾向。
- 扶助費：平成27年度の子ども子育て支援制度への移行、令和元年度に幼児教育・保育無償化がスタートするなど少子化対策にかかる増が顕著。少子高齢化の進展に伴う財政圧力が懸念。

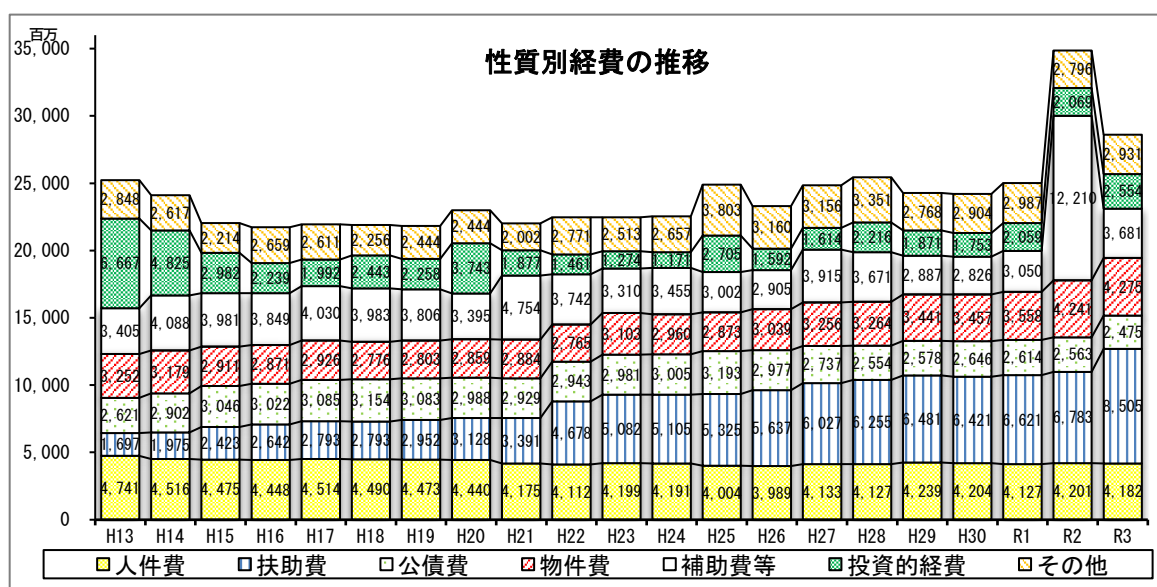
### ② 物件費

物件費は、公共施設の維持管理及び運営経費や電算経費、GIGAスクール構想をはじめICT教育の充実などが財政負担を押し上げる要因となっています。また、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策で大幅に増加しています。

### ③ 補助費等

本市の歳出構造の特徴は、一部事務組合<sup>7</sup>負担金が含まれる補助費等の歳出構成比が高いことです。平成26年度から令和2年度の間、一般廃棄物及びし尿の共同処理を行っている龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合において、基幹的設備改良工事が行われました。また、消防・救急業務などを共同処理している稲敷地方広域市町村事務組合でも、指令センターやデジタル無線の更新が予定されるなど、後年度の償還負担を含め財政負担が懸念されます。

令和2年度から令和3年度にかけて、特別定額給付金事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策の臨時給付で大きく増加しています。



<sup>6</sup> 人件費、扶助費及び公債費を義務的経費という。支出が義務付けられた経費であるため、任意に削減することが困難な性質を有している。反面、この経費を抑制することは財政の自由度を高めることにつながる。

<sup>7</sup> ごみやし尿の処理、消防など、近隣の市町村と共同で事業を行うために設置された組合。



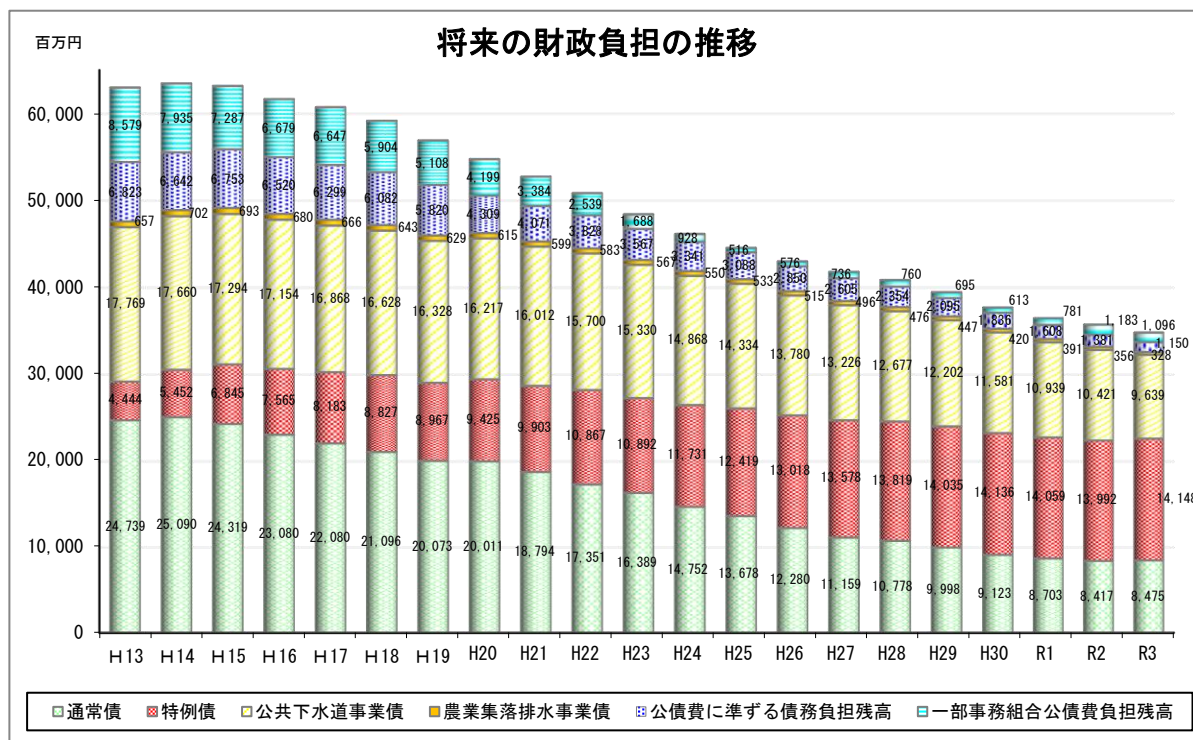
### 3 将来の財政負担の状況

昭和 50 年代から龍ヶ崎ニュータウン開発に伴う学校や道路、公園、下水道などのインフラ整備をはじめ、JR 常磐線龍ヶ崎市駅周辺の区画整理事業などを推進し、既成市街地においても都市計画道路や下水道などを整備し、市民生活に直結した都市基盤の整備を進めました。

一方で、これらの投資に対する財源である市債残高は、平成 15 年度に一般会計通常債・特別会計債を合わせ 491.5 億円まで積みあがりました。また、小中学校の新設や大規模増築（5 省協定に基づく立替施行<sup>8</sup>に係るもの）を始めとした公債費に準ずる債務負担行為残高は高止まりし、さらに、平成 8 年度から 10 年度にかけて建設された清掃工場建設事業債の償還にかかる龍ヶ崎市の負担金を合わせた将来の財政負担合計は、14 年度に 634.8 億円まで膨らみました。

その後、新規借入の抑制や、繰上償還、低利な起債への借換など財政健全化の取組により、残高は着実に減少し、令和 3 年度末には 348.4 億円となり、20 年かけて 286.4 億円を縮減しました。

主に建設事業に対して発行する通常債は平成 14 年度の 3 分の 1 にまで縮減される一方で、地方交付税の一部を自治体が借入する「臨時財政対策債」のような特例債残高は増加基調にあり、令和 3 年度は、将来負担の 40% を占めています。臨時財政対策債の元利償還相当額は、その全額が普通交付税の基準財政需要額に算入され措置されることになってはいますが、市の負担に変わりはありませんので、通常債と一体で管理する必要があります。また、施設の老朽化に伴う公共施設の更新に直面しており、その財源となる建設事業債の急増などに留意する必要があります。



<sup>8</sup> 日本住宅公団（現、都市再生機構）等が行う大規模な宅地開発等においては、道路・公園・下水道などの公共施設の整備や、学校・幼稚園・保育園などの利便施設の整備費用が先行し、人口増加に伴う増収効果は遅効するため、市町村は財政的に窮することとなる。この対策として、公団等が市町村に代わって公共施設や利便施設の建設を施行し、市町村は当該費用を長期で返済する「立替施行」制度が制定された。この制度は、関係する 5 つの省（当時の建設省、大蔵省、文部省、厚生省、自治省。）で了解・制定されたことから、「5 省協定」と呼ばれている。

#### 4 一般基金<sup>9</sup>等の状況

##### (1) 特定目的基金<sup>10</sup>の状況

本市は、大型事業や財政負担に備えた基金を、総合病院の誘致及び施設整備や総合運動公園の建設に活用したため、平成 21 年度末に 6.8 億円まで減少しました。

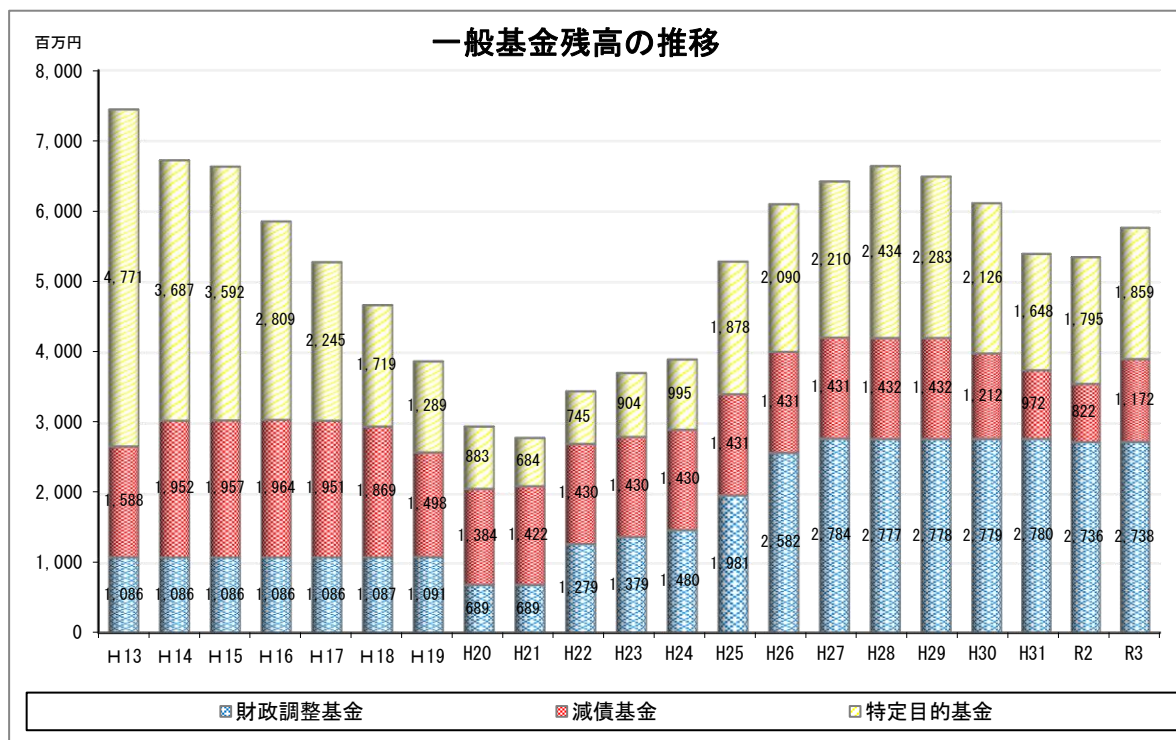
その後、地方交付税の復元などを背景とした収支改善にかかる剰余金を、将来にかかる施設の更新需要などに備え、義務教育施設整備基金や公共施設維持整備基金を中心に積立て、平成 28 年度末には 24.3 億円まで改善しましたが、平成 31 年度に JR 佐貫駅駅名改称事業に活用し、令和 3 年度末は 18.6 億円となっています。

##### (2) 一般財源基金<sup>11</sup>の状況

年度間の財源調整機能を担う財政調整基金は、平成 20 年秋以降の世界同時不況に伴う歳入環境の急速な悪化に対応するため、平成 20 年度に 4 億円を取崩しました。

この結果、財政調整基金の残高は 6.9 億円となり、減債基金 13.8 億円と合わせても 20.7 億円と、一般財源基金の枯渇が現実味を帯びる危機的状況を迎えました。

その後、収支改善に伴う剰余金を積立て、平成 27 年度末には財政調整基金 27.8 億円、減債基金 14.3 億円となり、合わせて 42.1 億円まで改善しました。令和元年度から令和 2 年度には、歳入環境が再び悪化したため、減債基金を取り崩し、令和 2 年度には、新型コロナウイルス感染症対策費の財源調整として平成 20 年度から 12 年ぶりに財政調整基金を 0.5 億取り崩しました。令和 3 年度には、普通交付税の臨時財政対策債償還基金費の創設に伴い減債基金を積立てましたが、県内他市と比較すると、積立水準は依然として低い状況です。



<sup>9</sup> 特定目的基金（定額運用基金である土地開発基金を除く。）と、一般財源基金を合わせた総称。

<sup>10</sup> 公共施設維持整備基金、義務教育施設整備基金、地域振興基金など、特定の目的のために資金を積み立てたもの。

<sup>11</sup> 財政調整基金、減債基金のような、財源不足に対応するための基金。



## 5 財政健全化の取組

### (1) 中期的な財政健全化計画の策定

#### ① 龍ヶ崎市財政健全化プラン【計画期間:平成 13～17 年度】

本市においては、平成 12 年度に策定した財政推計において、ニュータウン開発にかかる先行投資のために借り入れた公債費負担額の増加などにより、平成 14 年度以降の財源不足と経常収支比率の悪化が予想されたことから、新たな市民ニーズに的確に対応できる強固な財政基盤の確立を図るため、「龍ヶ崎市財政健全化プラン」を策定し、内部改革を中心に経費縮減を進めました。

#### ② 財政改革推進プログラム【計画期間:平成 16～18 年度】

景気低迷の長期化や三位一体の改革による地方交付税の削減などにより財政状況の厳しさが増す中、平成 15 年度に財政推計の見直しを行った結果、5 年間で 50 億円以上の大幅な収支不足が予想されたことから、財政健全化プランの具体化を図るための対策を個々に定めた「財政改革推進プログラム」を策定し、平成 16～18 年度を「財政健全化集中期間」とし、単年度 10 億円の収支ギャップの改善を目指しました。

#### ③ 第 2 次龍ヶ崎市財政健全化プラン【計画期間:平成 19～21 年度】

平成 13～18 年度の第 1 次財政改革は、目標とした 34 億円を大きく超える 84 億 7,000 万円の財源確保を達成しましたが、収支不足を一般財源基金の取崩しで対応せざるを得なく、経常収支比率などの目標指標は更に悪化しました。そのため、平成 18 年度に「第 2 次財政健全化プラン」を策定し、「歳入に見合った歳出構造」への転換を図り、15 億円の目標に対し、23 億 8,000 万円の財源を確保しました。

#### ④ 第 3 次龍ヶ崎市財政健全化プラン【計画期間:平成 22～24 年度】

これまでの財政健全化の取組にもかかわらず、平成 20 年度には、経常収支比率が 98.0%にまで悪化し、財政調整基金を 4 億円取り崩して一定の黒字を維持することとなり、一般財源基金の枯渇及び「早期健全化段階」入りが危惧される極めて深刻な状況となりました。

このような中、「第 3 次財政健全化プラン」においては、恒常化しつつある赤字体質、基金繰入れに依存した財政運営からの脱却を最優先課題として、財政収支の改善を図り、12 億円以上の財源確保の目標に対し、55 億 2,000 万円を確保しました。

#### ⑤ 龍ヶ崎市中期財政計画【計画期間:平成 25～28 年度】

「第 3 次財政健全化プラン」の中で目標の一つに掲げた、「財政運営に関する独自ルールの制定」に基づき、平成 24 年 9 月に「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」を制定し、財政収支見通し及び公共施設等整備に伴う財政運営影響額の公表や、財政運営の目標及び早期健全化基準を上回る独自の「早期警戒基準」の設定などを規定しました。

また、同条例施行規則第 13 条に規定された「中期財政計画」を平成 25 年 2 月に策定しました。(以下、本計画と対比するため、この計画を、「第 1 次中期財政計画」と言います。)

#### ⑤ 龍ヶ崎市第 2 次中期財政計画【計画期間:平成 29～令和 3 年度】

第 2 次中期財政計画では、第 2 次ふるさと龍ヶ崎戦略プランを推進するため、第 1 次中期財政計画の取組を継続・発展し、財政力を強化することを念頭に策定しました。目標となる各種財政指標は数値を悪化させることなく、現状を維持することと

し、第2次ふるさと龍ヶ崎プランのアクションプランに搭載される事業を加えた財政収支見通しにおける累積収支不足額が8.6億円であったため、計画期間内の歳入歳出合わせて10億円の収支改善を目標としました。

## (2) 健全化判断比率の状況

財政健全化法が平成21年4月から全面施行され、同法に基づき算定する健全化判断比率が基準値を超える場合は、同法に基づく財政再生等の取組が義務付けられました。

これによる本市の健全化判断比率は、令和3年度まで早期健全化基準未満であり、同法に基づく本市財政の評価・判断は健全段階にあります。

また、本市独自の基準として、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則第14条に規定された「早期警戒基準」もクリアし、財源調整のための基金繰入れを行わずに、一定規模の黒字決算を維持しています。

## 健全化判断比率の推移 (%)

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実質赤字比率 <sup>12</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率 <sup>13</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率 <sup>14</sup>	11.7	11.0	10.4	10.3	9.6	7.7	5.8	4.4	4.2	4.8	5.3	5.6	5.2
将来負担比率 <sup>15</sup>	70.5	54.2	42.2	34.1	13.8	—	—	—	—	—	—	—	—

## 健全化判断基準

区分	財政再生基準	早期健全化基準	早期警戒基準
実質赤字比率	20.00%	12.75%	0.0%以上
連結実質赤字比率	30.00%	17.75%	0.0%以上
実質公債費比率	35.0%	25.0%	16%以上
将来負担比率		350.0%	200%超

(注)早期健全化基準は、令和3年度の基準。

## 公営企業の資金不足比率<sup>16</sup>の推移 (%)

会計名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
公共下水道事業(特別)会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

※R2から地方公営企業法の財務適用により下水道事業会計として算出

## 経営健全化基準

区分	経営健全化基準	早期警戒基準
資金不足比率	20.0%	0.0%以上

<sup>12</sup> 一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、その年度の資金不足の程度を表す。実質収支が黒字の場合は算出されず、赤字となる場合のみ算出される。

<sup>13</sup> 全会計の実質赤字額の合計額の標準財政規模に対する割合で、その地方公共団体全体の資金不足の程度を表す。実質収支が黒字の場合は算出されず、赤字となる場合のみ算出される。

<sup>14</sup> 一般会計等の地方債元利償還金や、特別会計・一部事務組合の地方債元利償還金に係る繰出金・負担金など、市が負担すべき実質的な公債費総額の標準財政規模等に対する割合で、その年度の実質的な公債費による財政負担の程度を表す。

<sup>15</sup> 一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な債務の標準財政規模等に対する割合で、この数値が高いと、今後公債費などの増大により財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

<sup>16</sup> 地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定及び公表が義務付けられている公営企業の経営状況の指標。公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合で、その年度の資金不足の程度を表す。数値が政令で定める基準を上回った場合、経営健全化計画の策定など自主的な経営健全化を図ることとなる。

## 第 2 章 第 2 次中期財政計画の取組と成果

### 1 財政運営目標の実績

第 2 次中期財政計画においては、各種財政指標を悪化させることなく第 2 次アクションプランに位置付ける主要事業や大型建設事業を進めることを念頭に、各龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第 21 条及び同条例施行規則第 12 条の規定に位置付ける次の 5 つの財政運営の目標<sup>17</sup>の達成に取り組むこととしました。

#### (1) 財政収支の改善

【目標①】 基礎的財政収支<sup>18</sup>の黒字維持

#### (2) 柔軟な財政構造への転換

【目標②】 経常収支比率 90%以下

【目標③】 積立金残高比率<sup>19</sup>35%以上

#### (3) 将来負担額の削減

【目標④】 実質債務残高比率<sup>20</sup>180%以下

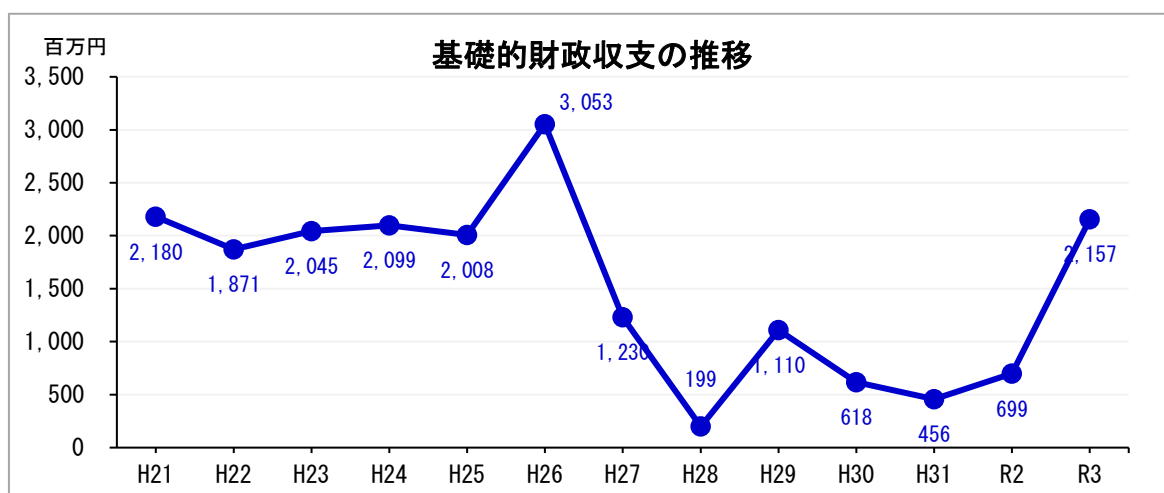
【目標⑤】 社会資本形成の将来世代負担比率<sup>21</sup>14%以下

ここでは、計画期間を含め、財政健全化法が全面施行された平成 21 年度以降の財政運営目標の実績について検証します。

#### (1) 財政収支の改善

【目標①】 基礎的財政収支の黒字維持

基礎的財政収支はプライマリーバランスとも言い、均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。本市における基礎的財政収支は、いずれの年度も黒字を維持しています。



<sup>17</sup> 実現可能性を勘案し、県内市平均などを参考に、当面の達成すべき目標として設定している。

<sup>18</sup> 基金積立金及び公債費を除いた歳出と、繰越金、基金繰入金及び地方債を除いた歳入のバランスを見るもので、単年度の純粋な収支状況を表す指標。財務諸表においては、資金収支計算書（CF）における経常収支と資本的収支の合算額として算出される。

<sup>19</sup> 基金残高の標準財政規模に対する割合で、年度間の収支を調整し、財源不足を平準化する機能や、突発的な財源不足に対応する機能を有する積立金の多寡を表し、比率が高いほど財源調整力に優れていることになる。

<sup>20</sup> 地方債残高に債務負担行為額を加えたものの標準財政規模に対する割合で、将来の財政負担を示す。

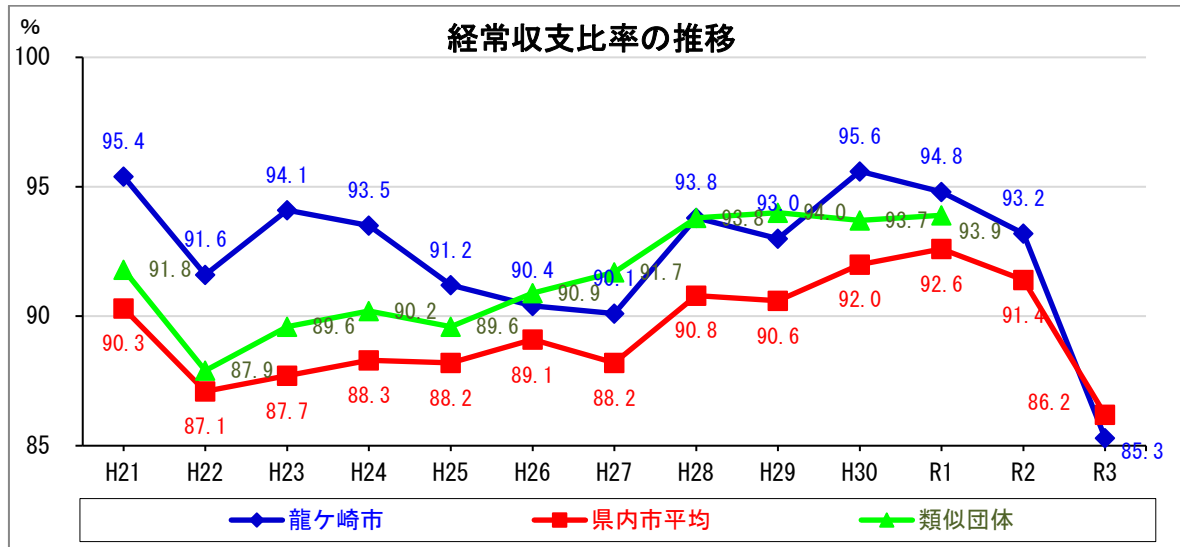
<sup>21</sup> 財務諸表のうち貸借対照表（BS）における負債の部・地方債残高の、資産の部・公共資産に対する割合で、資産形成の状況と、それにかかる負債の状況を表す比率。平成 30 年度決算からの算定式改定に伴い目標値を改正。

## (2) 柔軟な財政構造への転換

### 【目標②】 経常収支比率 90%以下

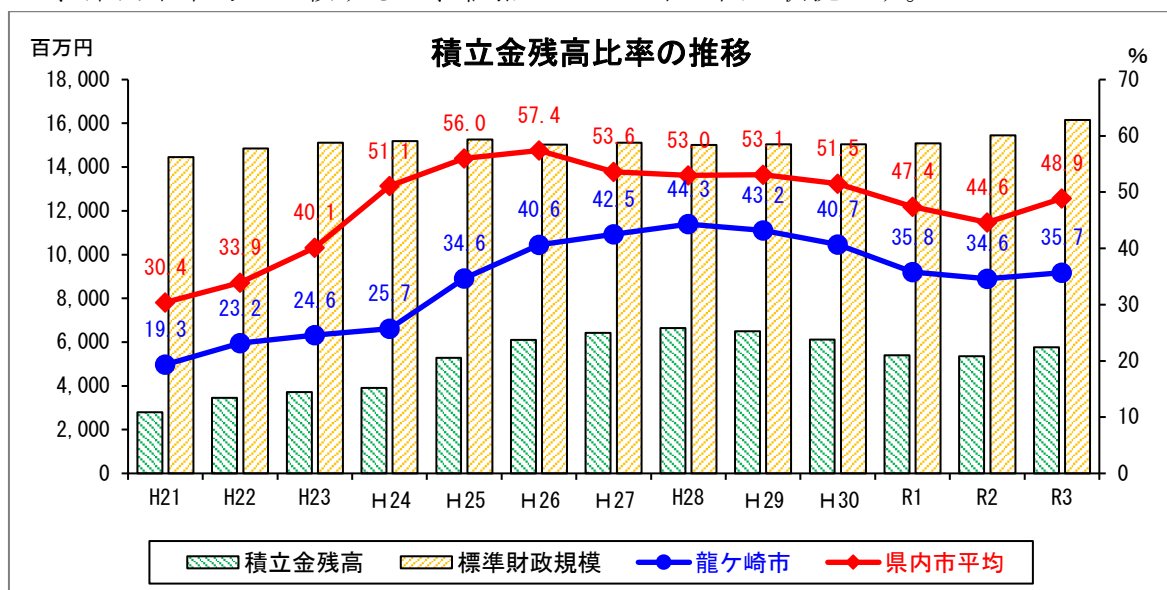
経常収支比率は、平成 24 年度以降、地方交付税の増収などを背景に改善基調にあり、令和 27 年度に目標値まで 0.1 ポイントまで迫りましたが、平成 28 年度に再び上昇に転じて以降、一進一退を繰り返しています。令和 3 年度は一気に目標値を下回りましたが、地方財政対策による普通交付税等の大幅増など臨時的要因によるものであるため、実質的な目標達成とは言い難いものです。

経常収支比率は、比率が低いほど財政に柔軟性があることを示す指標で、目標の達成及び県内市平均を下回ることを目指します。



### 【目標③】 積立金残高比率 35%以上

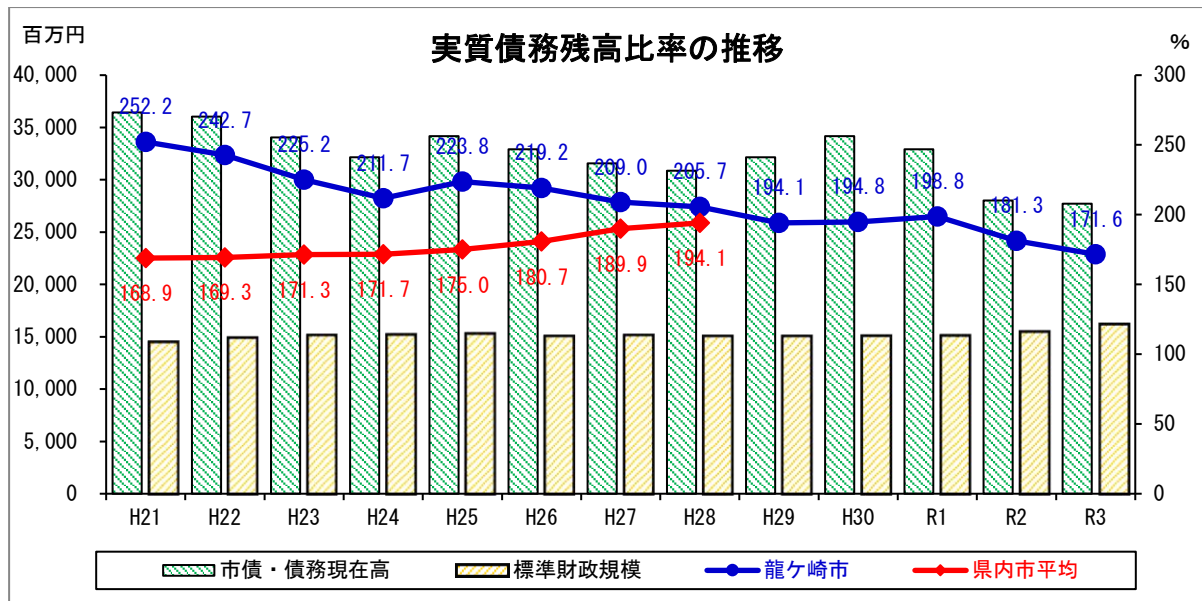
積立金残高比率は、収支改善による財源を活用し、財政調整基金や公共施設維持整備基金等に積立を行ってきており、平成 26 年度に目標を達成しました。平成 28 年度には 44.3%まで上昇しましたが、平成 29 年度から取崩額が積立額を上回り、下降しており、令和 2 年度には目標値を下回りました。令和 3 年度に再び目標値を上回りましたが、県内市平均と比較すると、依然として比率が低い状況です。



### (3) 将来負担の削減

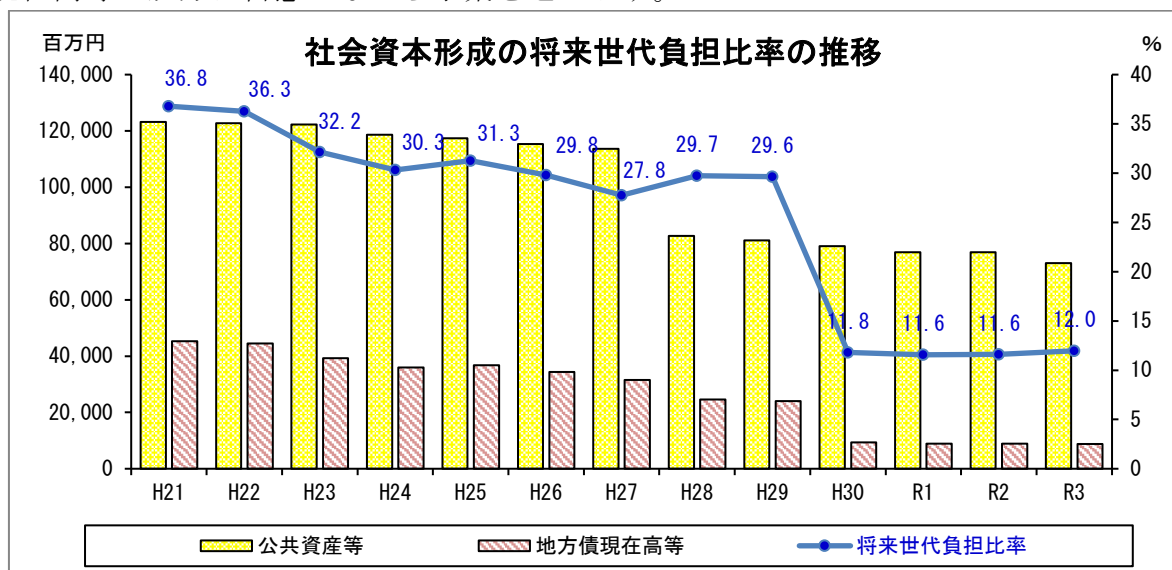
#### 【目標④】 実質債務残高比率 180%以下

実質債務残高比率は、地方債残高の減少を要因として、改善傾向にあり、令和3年度に目標値を達成しました。債務負担行為支出予定額は、指定管理業務委託などの複数年契約に係る設定に伴い増減します。地方債残高は、着実に減少していましたが、令和3年度は新学校給食センター建設の本格化や臨時財政対策債の増で増加しました。今後も、大型施設の建設を控え、数値の上昇リスクが顕在化しているため、目標達成の維持に向け、地方債残高の適正な管理が重要となってきます。



#### 【目標⑤】 社会資本形成の将来世代負担比率 14%以下

社会資本形成の将来世代負担比率は、計画的な施設の改修を進めながら、地方債の償還を着実に進めており、26年度に目標を達成して以降、目標値を下回る水準で推移しています。一方で、施設の老朽化が進行しており、公共施設の更新問題は大きな課題です。将来世代に過度の負担を強いることがないように、公共資産等の形成と地方債現在高等の双方に留意しながら事業を進めます。





## 2 歳出削減・歳入確保の実績

第2次中期財政計画においては、歳出削減として単年度1億円以上、歳入確保として単年度1億円以上、計画期間（平成29～令和3年度）において累計10億円以上の財源確保を目標としました。

中期財政計画作成時の財政収支見通し（平成28年10月現在）と平成29～令和3年度の決算を比較し、計画期間中の実績を見ると、令和元年度までは、幼児教育・保育無償化のスタートや障がい者自立給付費等の増で扶助費が伸びる一方で、道の駅整備事業や龍ヶ崎市駅ロータリー改修工事の再検討や新学校給食センター建設工事の先送りにより、普通建設事業費が減となり、決算規模は推計値を大きく下回りました。

令和2年度からは一転して、予期せぬ新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、特別定額給付金をはじめとした臨時給付やGIGAスクール構想の加速に伴うタブレット端末等の配備といった特殊事情に加え、会計年度任用職員制度の導入もあり歳出規模が大きく膨らみました。

市税は、固定資産税（減価償却分）の堅調な伸びを中心に上振れしました。地方消費税交付金は、令和元年度の引き上げ効果で令和2年度から推計値を大きく上回りました。また、地方交付税は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した算定に伴い、大幅増となり、歳入環境は推計時点と比べ上向きしました。

その結果、単年度2.0億円、5年間累計10億円の財源確保目標に対して、5年間で57.5億円の財源を確保しており、目標を大きく上回る成果を上げています。

### 期間中効果額

（百万円）

区分		H29	H30	R1	R2	R3	期間内計
歳入確保	推計 A	25,367	26,224	27,579	24,768	24,892	128,830
	実績 B	25,357	25,061	26,137	35,996	31,342	143,893
	効果額 B-A	△10	△1,163	△1,442	11,228	6,450	15,063
歳出削減	推計 A	24,084	25,460	27,611	25,256	25,231	127,642
	実績 B	24,265	24,211	25,016	34,863	28,603	136,958
	効果額 A-B	△181	1,249	2,595	△9,607	△3,372	△9,316
収支	推計 A	1,283	764	△32	△488	△339	1,188
	実績 B	1,091	850	1,121	1,133	2,738	6,933
	効果額 B-A	△192	86	1,153	1,621	3,077	5,745

（注）推計値には、平成28年度以前の財政健全化の効果が含まれているものとします。

（注）項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。

### 期間中効果額内訳

（百万円）

歳入項目	財源確保額	歳出項目	歳出削減額
地方税	1,021	人件費	△178
地方譲与税等	408	物件費	△1,106
地方消費税交付金	277	維持補修費	△176
地方交付税	646	扶助費	△4,107
分担金及び負担金	△344	補助費等	△8,716

使用料・手数料	△171
国庫支出金	12,049
都道府県支出金	803
繰入金	2,056
繰越金	1,694
諸収入	429
地方債	△3,808
その他	
<b>財源確保額合計</b>	<b>15,063</b>

普通建設事業費	4,637
公債費	2
災害復旧費	0
積立金	△1,385
投資及び出資金	3
貸付金	△35
繰出金	1,740
<b>歳出削減額合計</b>	<b>△9,316</b>
<b>収支差引</b>	<b>5,745</b>

(注)項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。

## (1) 歳入項目増減要因

### ① 歳入を確保したもの

#### 【市税】(1,021)

- ・固定資産税（償却資産）の増収（平成29年度～令和3年度）
- ・法人税割の増収（平成29年度～令和元年度・令和3年度）

#### 【地方交付税】(646)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案した算定に伴う大幅増（令和3年度年度）
- ・基準財政需要額に「臨時経済対策費」、「臨時財政対策償還基金費」が臨時項目として創設（令和3年度）

#### 【繰入金】(2,056)

- ・国民健康保険事業特別会計及び工業団地拡張事業特別会計からの繰出金（令和2年度～令和3年度）

#### 【繰越金】(1,694)

- ・収支改善による純繰越金の増（令和2年度～令和3年度）

### ② 歳入が減少したもの

#### 【地方債】(△3,808)

- ・道の駅整備及び龍ヶ崎市駅ロータリー改修等の新規建設事業の未実施（平成25～27年度）

## (2) 歳出項目増減要因

### ① 歳出を削減できたもの

#### 【普通建設事業費】(4,637)

- ・道の駅整備事業及び龍ヶ崎市駅ロータリー改修の未実施（平成29年度～令和3年度）
- ・新学校給食センター改修工事の先送り（平成29年度～令和3年度）

#### 【繰出金】(1,740)

- ・下水道債発行額の抑制や資本費平準化債・特別措置分の活用による公共下水道事業特別会計繰出金の減、加入者の減等に伴い国民健康保険給付等の伸びが推計で使用した伸びを下回ったことによる国民健康保険事業特別会計繰出金の減

(平成 29～令和 3 年度)

- ・下水道事業会計負担金・補助金の科目振替 (令和 2 年度～令和 3 年度)

② 歳出が増加したもの

【補助費等】 (△8,716)

- ・特別定額給付金の給付 (令和 2 年度)
- ・下水道事業会計負担金・補助金の科目振替 (令和 2 年度～令和 3 年度)

【扶助費】 (△4,107)

- ・幼児教育・保育無償化の開始 (令和元年度)
- ・臨時福祉給付金 (経済対策分) の給付 (平成 29 年度)
- ・障がい者自立支援給付費の増 (令和 30 年度～令和 3 年度)
- ・子育て世帯への臨時特別給付金の給付 (令和 3 年度)
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の給付 (令和 3 年度)

【積立金】 (△1,385)

- ・基準財政需要額の臨時科目として措置された臨時財政対策償還基金費を減債基金に積立 (令和 3 年度)
- ・佐貫駅駅名改称事業の精算に伴う積戻し (令和 2 年度)
- ・ふるさと龍ヶ崎応援寄附金のみらい育成基金への積立 (平成 29 年度～令和 3 年度)

### 第3章 財政収支見通しと課題

#### 1 財政収支見通し

財政運営にあたっては、自らの財政状況の実態を分析し、財政構造、財政運営等の状況を正確に把握したうえで、経済情勢や行政需要動向など財政収支へ影響を及ぼす要因を踏まえて将来を予測し、財政の効率性や長期的な安定性等を確保するために適時適正な対策を講じることが必要です。

本市では、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第17条において「財政収支見通し」の公表を義務付け、試算及び公表のサイクルを確立しています。

##### (1) 推計方法

財政推計<sup>22</sup>は、普通会計をベースに、令和3年度決算額、令和4年度決算見込額及び令和5年度予算などを基礎数値として、龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030 に位置付ける主要事業を加えて推計しました。

推計にあたっては、過去の実績や現状を勘案するとともに、本市の人口動態やわが国の経済成長率その他の前提条件を変動要因としています。

なお、収支を正しく把握するため、財源調整を目的とした基金繰入や利子以外の基金積立は想定しておりません。

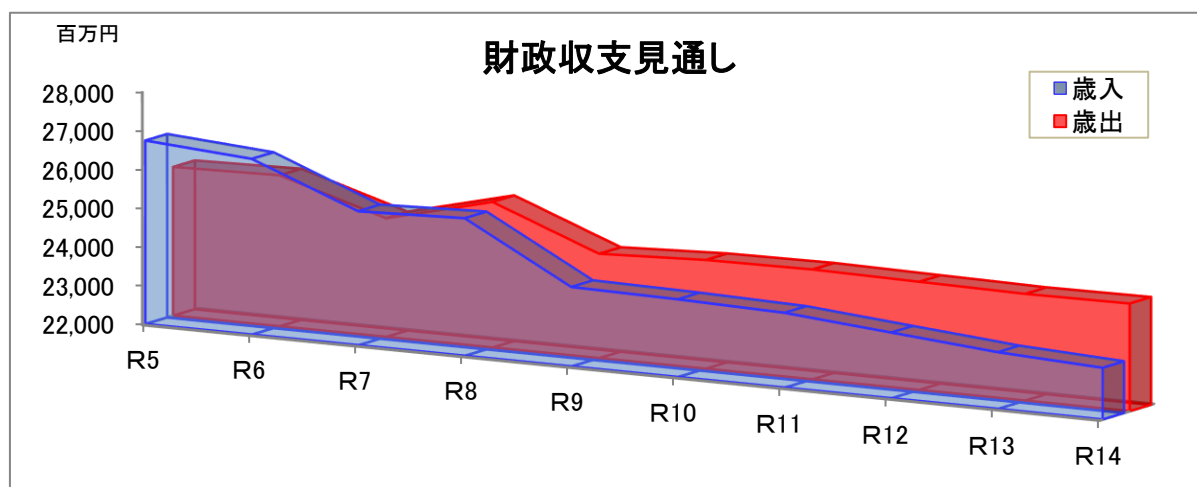
##### (2) 財政収支見通し

現行制度の下、行財政運営を継続した場合を想定した10月の財政収支見通しでは、人口減少を背景とした市税の伸び悩み、市税に次ぐ基幹収入である地方交付税の減少で、厳しい歳入環境となる一方で、高齢化の進展で扶助費や繰出金が高止まりし、令和8年度には赤字に転じるという推計結果となりました。

財政推計に基づく財政収支見通し(R4.10月) (百万円)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
歳入決算見込額A	26,734	26,536	25,459	25,555	24,057	24,015	23,943	23,709	23,473	23,444
歳出決算見込額B	25,839	25,899	25,066	25,761	24,700	24,815	24,845	24,804	24,767	24,794
収支見込額A-B	895	637	393	△206	△643	△800	△902	△1,095	△1,294	△1,450

(注)項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。



<sup>22</sup> 財政推計は、多くの前提条件や想定に基づく試算値であるため、個々の数値の変動よりも全体傾向把握に有効。なお、地方財政は、法律等の制定・改廃の影響を大きく受けるため予見可能性が極めて低く、国の制度改正等が行われた場合は、推計結果と大きな乖離が生じることがある。

## 2 財政運営上の課題

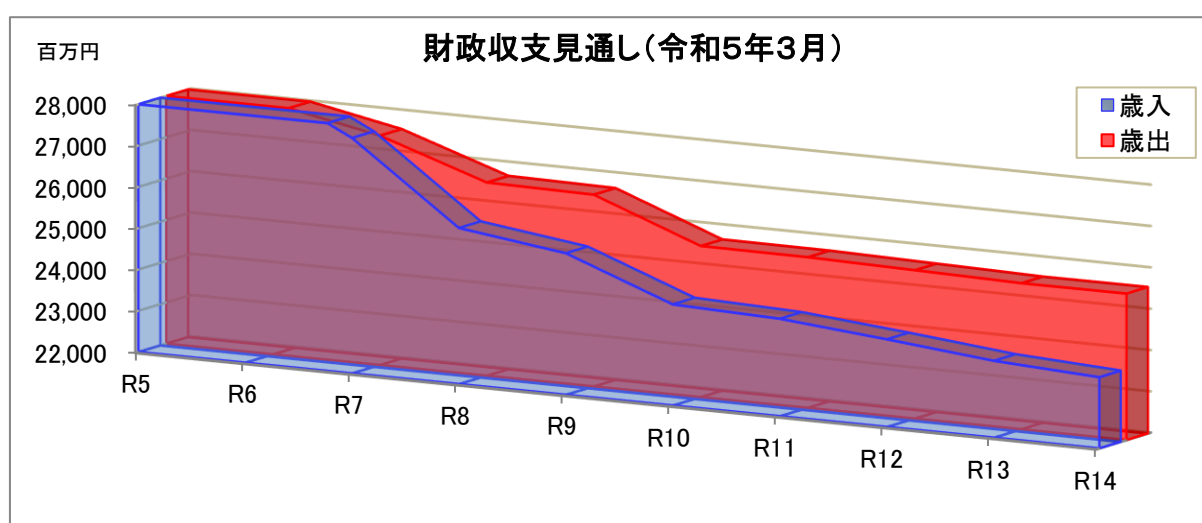
「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」のアクションプラン（中期事業計画）掲載事業の概算費用を加え、さらに電力・ガス等の物価高騰が膠着化することを前提とした場合の財政収支見通しは次のとおりとなります。

財政収支見通し(令和5年3月)

(百万円)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
歳入決算見込額A	29,943	28,997	27,701	25,780	25,429	24,449	24,361	24,123	23,862	23,725
歳出決算見込額B	28,221	28,075	27,557	26,681	26,645	25,661	25,649	25,594	25,538	25,546
収支見込額A-B	1,722	922	145	△ 882	△ 1,216	△ 1,211	△ 1,287	△ 1,472	△ 1,675	△ 1,821
累積収支不足額				△ 882	△ 2,097	△ 3,309	△ 4,596	△ 6,068	△ 7,743	△ 9,564
一般基金残高	5,724	5,803	5,882	5,963	6,044	6,124	6,205	6,289	6,380	6,481

(注)項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。



少子高齢化の進行が本格化し、その対策に重点的に取り組む一方で、公共施設の再編や老朽施設の更新などの大型事業が集中し、さらに、足元の原油価格・物価高騰等の長期化を前提とすると、令和8年度に収支不足が生じる見通しです。

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の計画期間内の累積収支不足額は、前期基本計画最終年度が8.9億円、後期基本計画最終年度は60.7億円となり、前期基本計画中に収支不足が生じ、後期基本計画最終年度の12年度には累積収支不足額と一般基金残高が均衡し、基金の枯渇が現実味を帯びてきます。したがって、このままの歳入環境の中で、これまでと同様の量・質を維持したまま事業を展開していくことは困難である状況です。

さらに、経済情勢の悪化や人口減少の加速など懸念材料が顕在化しており、推計未計上の財政需要が発生した場合、予測を上回るスピードで財政運営が深刻な状態に陥ることも想定されます。

このような事態を避けるために、財政収支見通しは、決算を反映させて毎年度見直し、評価・検証を行い、効果の薄い事業の見直しを行うほか、場合によっては大型事業の実施見直しなどを行い、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の実現を担保していく必要があります。



## 第4章 財政運営の目標

### 1 計画策定の趣旨と方向性

基礎的自治体の責務を果たすとともに、本市のまちづくりの基本方向を示す最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の実現には、持続可能な財政基盤の構築が必須です。

中期財政計画は、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第21条に基づき財政運営目標を定め、目標の達成及び維持のために策定するものであり、計画的な行財政運営や予算編成の指針となるものです。

本計画は、第2次中期財政計画の取組を継続・発展させるとともに、社会経済情勢の変化に応じた見直しを行い、財政力強化を推進し、財政目標の達成・維持に向けたものとします。

### 2 計画期間

計画期間は令和5年度～令和12年度までの8年間とします。

これは、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の計画期間を勘案しています。なお、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」の前期基本計画(令和9年3月まで)に合わせ、社会経済情勢等の変化に応じて、必要な検討・見直しを行うこととします。

### 3 財政運営の目標

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」のアクションプラン(中期事業計画)掲載予定事業の概算費用を加え、さらに、物価高騰が続くことを前提とすると財政収支は令和8年度から赤字となり、財政構造の硬直化が進み、財政健全化の後退が懸念されます。

また、大型建設事業及び老朽施設更新にかかる地方債の発行に伴い実質債務残高や将来世代負担額の増加や、収支不足の解消に基金を活用することで積立金残高が減少し、目標となる財政指標の悪化が想定されます。

財政運営を取り巻く環境は厳しい状況が続く見通しですが、少子高齢社会に対する取組や公共施設等の更新問題への対応など、避けては通れない課題が山積しています。

そのため、目標となる各種財政指標は、当面の間、数値を悪化させることなく、現状を維持することを基本方針とし、財政運営目標を据え置くこととします。

具体的な目標は次のとおりです。

区分	目標	令和3年度実績	令和2年度実績
基礎的財政収支	黒字	黒字	黒字
経常収支比率	90%以下	85.3%	93.2%
積立金残高比率	35%以上	35.7%	34.6%
実質債務残高比率	180%以下	171.6%	181.3%
社会資本形成の将来世代負担比率	14%以下	12.0%	11.6%

### (1) 財政収支の改善

目標	基礎的財政収支の黒字維持
----	--------------

財政の持続性を確保するには、収支の黒字維持が前提となります。

本計画の期間中の基礎的財政収支の目標は黒字の維持です。歳入歳出両面にわたり、財政健全化の取組を推進し、黒字幅の維持・拡大に努めます。

### (2) 柔軟な財政構造への転換

目標	柔軟な財政構造への転換 (経常収支比率 90%以下) (積立金残高比率 35%以上)
----	--

本計画の期間中は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により地方税の大きな伸びを見通すことができないなか、高齢者医療・介護等の需要増、公共施設等の老朽化に直面し、さらには、物価高騰の影響もあり財政運営を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。

財政の柔軟性を高め、財源調整力を確保することは、財政運営の自由度にかかわる重要なポイントです。

経常収支比率を 90%以下まで改善することは容易ではありませんが、財政力強化の取組の下、達成に向けた財政運営に努めます。また、計画期間中の大型建設事業に基金の活用が予定されており、残高の減少に伴い、数値は悪化する見通しです。財政健全化の取組により、捻出した剰余金等を積み立てることにより、積立金残高比率 35%の維持に努め、突発的な財源不足や大型事業に備えます。

### (3) 将来負担額の削減

目標	将来負担額の削減 (実質債務残高比率 180%以下) (社会資本形成の将来世代負担比率 14%以下)
----	--

柔軟な財政構造の構築には、公債費負担の削減が必要であり、財政の持続性を担保するためには、将来の世代に過大な負担を強いることがないように、地方債残高や本市財政の特徴である多額の債務負担行為残高などの長期債務の削減が重要となります。

これまで、地方債発行の抑制などによる長期債務残高の削減に取り組み、着実に減少させてきました。一方で、公共施設や道路・下水道などインフラの老朽化が進行しており、更新財源として地方債の発行が見込まれるなど懸念材料を抱えています。

実質債務残高比率を、目標値内に安定させるとともに、社会資本形成の将来世代負担比率を 14%以下に維持したうえで、大型事業や施設の更新を行うため、公共施設マネジメントに基づき、事業の計画的・効率的な執行に努めます。

## 第 5 章 財政力強化の取組

---

### 1 収支改善目標

前述の、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」（以下、最上位計画）のアクションプラン（中期事業計画）掲載事業の費用を加えた場合の財政収支見通しにおける計画期間内（令和 5～12 年度）の累積収支不足額は 60.7 億円となりました。そのうち、最上位計画の前期基本計画期間（令和 5 年度～令和 8 年度）の累積収支不足額は 8.9 億円です。累積収支不足額の要因として、現下の光熱費の高騰が長期化する見通しであることが主な要因に挙げられ、その影響額は年間約 3 億円を見込んでいます。

したがって、本計画の前期基本計画期間の目標は、歳入歳出を合わせ単年度 3 億円以上（前期基本計画内平均）の改善とし、物価高騰等の状況や成果に応じて令和 9 年度以降の目標値を設定します。

### 2 具体的な取組事項

高齢化に伴う社会保障関係費の増加や公共施設の更新にかかる財政圧力、少子化の進行による生産年齢人口の減少など、財政運営を取り巻く状況は厳しいものとなります。持続可能な財政基盤の構築には、行財政改革の歩みを止めることなく推進し、より効率的な行財政運営に努めなければなりません。

また、大型事業や公共施設の更新に対する財源となる地方債について、将来世代への過度な負担を回避すべく市債残高に留意しなければなりません。

さらに、歳入の下振れや予見しがたい財政需要が発生した場合に備え、基金残高を確保することも重要です。

なお、財政運営目標達成等のための具体的な方策は次のとおりです。

#### 【歳出削減の取組】

##### (1) 人件費の適正化

行政機能のスリム化、公共サービスの役割分担の変化に応じて、会計年度任用職員等を含め配置員数等の精査に努めます。

##### (2) 公債費の抑制

最終年度残高一括償還方式で借り入れた市債について、借り換えを行うことにより償還負担を平準化し、単年度の償還負担を軽減します。

なお、借換対象既往債は令和 5 年度約 1.3 億円、令和 6 年度 0.2 億円、令和 9 年度 0.3 億円、令和 10 年度 0.2 億円、令和 11 年度 0.4 億円となっています。

##### (3) 長期債務残高の増加の抑制

令和 8 年度までの一般会計の元金償還額は、毎年 24 億～25 億円程度（最終年度残高一括償還分を除く。）と見込まれることから、新規借入額を毎年 24 億円以下（計画期間内平均、借換債を除く。）に抑制し、長期債務残高が再び上昇するのを抑制します。

##### (4) 事務事業の再検証

新型コロナウイルス感染症を契機に新たなニーズが生じる一方で、役割を終えている事業や効率性を欠く事業の洗い出しが課題となります。あらゆる視点から検証を行い、事業の整理統合を進めます。

また、一定規模以上の公共事業を計画する場合、計画策定過程において、初期投資から更新にいたるフルコストを算定・公表することにより、議論の深化を図り、現在の市民ニーズと将来負担がマッチングした最適な事業化を推進します。

#### (5) 公共施設の全体最適化

公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の利用環境の改善、運営の効率化及び統合などを推進し、維持管理経費の縮減に努めます。

#### (6) 特別会計の独立性の向上

特別会計の運営は、法令等に基づき一般会計等で負担する経費以外は、「独立採算」が原則であることから、徴収率向上の取組、事務事業の効率化、料金等の見直しなどにより経営改善を推進します。

#### (7) 一部事務組合の経営効率化等

一部事務組合による広域化のスケールメリットを享受できるよう、事務の効率化、組合予算の総額抑制を求めるものとします。

特に、施設の老朽化対策等、多額の財源を要する事業については、早期に構成市町村間での協議を実施するよう調整します。

#### (8) 外郭団体の経営健全化

外郭団体は自主・独立を旨とし、組織のスリム化、運営経費の抑制等経営改善を図ってきましたが、その道のりは遠い状況です。職員の高齢化等もあり、運営形態や事業の見直しを図るとともに、外郭団体ごとの在り方について、検討を進めます。

#### (9) 補助金等の見直し

市民ニーズが多様化する中、補助金等は行政目的を効果的かつ効率的に達成する間接的手段としての役割を果たしてきました。一方で、補助期間が長期化し、当初の役割・目的が不明確になっているものや団体等の自主性及び自立を妨げるケースなどの課題があります。交付の目的を再確認し、目的を達成した補助金を削減するなど、見直しを行い、重点化を進めます。

### 【歳入確保の取組】

#### (1) 自主財源と受益者負担等の公平性の確保

##### ① 課税客体の確保

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」において、人を呼び込むための事業を実施します。特に、子育て世代の流入及び定住を促進するため、本市の持つポテンシャルを情報発信し、魅力ある施策を展開するとともに、首都圏からの移住を後押しする取組を実施します。

##### ② 市税徴収率等の向上

コンビニやクレジット納付などの利便性向上や口座振替の推進など納税環境の向上、高額滞納事案などについては、差し押さえ等の滞納処分を行うことで、徴収率の向上に努めてきました。公平性の観点から、収納率向上の取組は重要であるため、これまでの取組を継続し、高水準の徴収率を維持します。

##### ③ 使用料・手数料等の見直し

応益負担の原則、受益者と非受益者の負担の公平性などに留意し、定期的に使用料・手数料検討委員会を開催し、使用料・手数料等の適正化を推進します。

#### ④ 自主財源の確保

第2次中期財政計画期間中にネーミングライツなど新たな財源を創出しました。前例にとらわれることなく柔軟な発想により新たな財源の創出に取り組みます。

また、特産品や地域の特色を生かした体験型の返礼品などを発掘・発信し、ふるさと納税の増額に努めます。

#### (2) 基金残高の確保

大型事業の実施に当たっては、計画的に積み立てたものを除き、過度の取り崩しを行わず、収支改善で生み出した財源の範囲内での実施に努め、基金残高を維持します。

さらに、収支改善による余剰が発生した場合は、既存施設の統合や老朽施設の更新に備え、公共施設維持整備基金や義務教育施設整備基金を中心に積立を行います。

また、遊休地の売却を進め、維持管理費を軽減するとともに、売却収入を公共施設維持整備基金に積み立てます。

#### (3) 市債の活用

適正な償還年数の設定、据置期間の有無や元金均等償還の活用など、詳細な検討を行い、公平かつ適正な将来負担の平準化に努めます。

### 3 計画実施後の財政収支見直し

本計画による財源確保目標額の累計12億円以上を達成すると、令和8年度までの累積収支は黒字に転換する見通しですが、令和5年度に多額の基金の投入を前提としたものであり、令和9年度以降の収支不足には対応できず、基金の投入が懸念される脆弱な財政基盤であることに変わりはありません。

基金に依存した財政運営から脱却し、最上位計画の後期基本計画(9年度～12年度)を力強いものとするには、より一層財政健全化に取り組まなければなりません。

財政収支見直しは、決算を反映させて毎年度見直し、大型事業の実施年度の調整や事業内容の精査などを行い、「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」に位置付ける主要事業等の確実な実行に努めます。

また、経済状況等に大きな変化が生じた場合等には、必要に応じて財政運営目標や収支改善目標を修正します。

### 4 進行管理と公表

本計画の推進に当たっては、市民の皆さんのご理解・ご協力が不可欠です。

そのため、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第5、6条に基づき、「情報の共有化」を推進することとし、毎年、本計画の進捗状況の把握・進行管理を行い、進捗状況を広報紙や市公式ホームページ等を活用して適時公表することとします。



資料1

◆龍ヶ崎市財政収支見通し(令和4年10月現在)

※項目別に四捨五入しており、項目の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。

(単位:百万円)

項 目	R01決算	R02決算	R03決算	R04見込	R05推計	R06推計	R07推計	R08推計	R09推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計
地方税	10,185	10,177	10,080	10,216	10,285	10,262	10,287	10,308	10,221	10,218	10,209	10,098	10,059	10,017
地方交付税	3,403	3,947	4,193	3,925	3,882	3,801	3,636	3,592	3,575	3,500	3,401	3,342	3,177	3,049
地方消費税交付金	1,304	1,607	1,749	1,676	1,713	1,733	1,759	1,731	1,749	1,764	1,777	1,787	1,737	1,746
地方譲与税等	578	569	744	648	653	655	659	662	664	666	668	669	671	672
分担金及び負担金	248	130	138	126	138	137	136	135	134	155	155	132	131	130
使用料・手数料	336	276	291	330	289	288	287	285	283	282	280	279	277	275
国庫支出金	3,763	12,789	7,527	6,121	4,058	4,178	4,207	4,246	3,683	3,686	3,687	3,688	3,699	3,728
都道府県支出金	1,807	1,912	1,966	2,146	1,873	1,870	1,870	1,880	1,888	1,895	1,900	1,904	1,915	1,927
寄附金	169	183	189	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
繰入金	894	699	223	154	29	29	29	27	27	27	27	25	17	7
繰越金	850	1,120	1,133	2,738	1,057	895	637	393	0	0	0	0	0	0
地方債	1,953	2,075	2,584	2,192	1,995	1,962	1,237	1,549	1,123	1,115	1,137	1,097	1,097	1,097
うち臨時財政対策債	921	868	1,276	371	297	297	297	297	297	297	297	297	297	297
財産収入・寄附金・諸収入	646	511	525	566	563	525	515	545	510	506	502	490	493	496
歳入合計	26,137	35,996	31,342	31,038	26,734	26,536	25,459	25,555	24,057	24,015	23,943	23,709	23,473	23,344
人件費(事業費支弁人件費を含む)	4,198	4,271	4,248	4,201	4,185	4,176	4,185	4,302	4,273	4,337	4,308	4,344	4,325	4,373
物件費	3,558	4,241	4,275	4,684	3,706	3,746	3,795	3,836	3,850	3,880	3,904	3,925	3,943	3,960
維持補修費	185	193	197	216	201	203	207	209	210	212	213	215	216	217
扶助費	6,621	6,783	8,505	6,982	6,707	6,627	6,544	6,571	6,599	6,626	6,654	6,682	6,801	6,923
補助費等	3,050	12,210	3,681	5,400	3,464	3,490	3,520	3,544	3,533	3,559	3,559	3,533	3,497	3,443
うち一部事務組合に対するもの	1,564	2,217	1,733	1,730	1,773	1,792	1,816	1,835	1,851	1,866	1,878	1,885	1,862	1,821
普通建設事業費(事業費支弁人件費を除く)	1,987	1,999	2,487	3,026	2,693	2,831	1,923	2,402	1,311	1,264	1,223	1,219	1,219	1,219
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	2,614	2,563	2,475	2,523	2,502	2,398	2,417	2,398	2,400	2,389	2,408	2,287	2,169	2,052
積立金	176	376	508	630	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
投資及び出資金	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貸付金	20	21	19	25	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
繰出金	2,607	2,205	2,206	2,295	2,253	2,299	2,346	2,371	2,396	2,420	2,445	2,470	2,470	2,478
歳出合計	25,016	34,863	28,603	29,981	25,839	25,899	25,066	25,761	24,700	24,815	24,845	24,804	24,767	24,794
収支差引	1,120	1,133	2,738	1,057	895	637	393	△ 206	△ 643	△ 800	△ 902	△ 1,095	△ 1,294	△ 1,450

※臨時財政対策債:地方交付税の一部が振替えられた地方債で、後年度に償還見込額が交付税措置されます。 ※一部事務組合:ごみやし尿の処理、消防など、近隣の市町村と共同で事業を行うために設置された組合です。

※収支の不足分については、毎年度の収支改善の取組や基金からの繰入等により解消していきます。

◆歳出のうち主要経費見通し

項 目	R01決算	R02決算	R03決算	R04見込	R05推計	R06推計	R07推計	R08推計	R09推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計
職員・職員人件費	3,449	3,380	3,316	3,471	3,433	3,421	3,433	3,554	3,526	3,591	3,562	3,598	3,579	3,627
経費 会計年度任用職員等経費	570	568	646	684	684	684	684	684	684	684	684	684	684	684
情報システム経費(委託料・リース料)	413	441	404	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415
公共施設維持管理経費	2,489	2,938	2,289	2,395	2,350	2,137	1,991	2,157	2,330	2,297	2,268	2,274	2,282	2,291

◆地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し

項 目	R01決算	R02決算	R03決算	R04見込	R05推計	R06推計	R07推計	R08推計	R09推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計
地方債残高	22,762	22,409	22,624	22,832	22,575	22,379	21,441	20,832	19,795	18,760	17,730	16,769	15,914	15,164
債務負担行為残高	1,608	1,381	1,150	912	705	516	355	211	104	42	19	0	0	0
一般基金残高	5,400	5,354	5,768	6,244	6,323	6,402	6,481	6,562	6,643	6,723	6,804	6,888	6,979	7,081

## 財政推計の前提条件について

令和 5 年 3 月  
財 政 課

### ◆龍ヶ崎市財政収支見通し（令和 5 年 3 月現在）

#### ■共通事項

##### ●推計期間

令和 5 年度～令和 14 年度の 10 年間（令和 3 年度決算・4 年度決算見込・令和 5 年度当初予算等を反映）

##### ●推計範囲

地方財政状況調査（総務省）による普通会計

##### ●将来人口

（単位：人）

年度	R05	R06	R07	R08	R09
人口	75,151	74,729	74,307	73,816	73,325
年度	R10	R11	R12	R13	R14
人口	72,833	72,342	71,851	71,279	70,710

※「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」策定に用いた、本市の人口の将来展望における目標人口設定のための将来人口シミュレーションによる推計値を用いています。

##### ●名目経済成長率

年度	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10
名目 GDP	1.8%	2.1%	1.1%	1.2%	1.0%	0.9%	0.6%
年度	R11	R12	R13～14				
名目 GDP	0.6%	0.6%	0.5%				

※内閣府による「中長期の経済財政に関する試算」（令和 5 年 1 月 24 日）を参考にしています。

#### ■歳入

##### ●地方税

令和 4 年度決算見込額及び令和 5 年度当初予算額を基に推計しています。

市民税は、課税の基礎となる個人所得や企業業績などに左右され、経済動向により大きな影響を受けることから、名目経済成長率を反映させて推計しています。

固定資産税及び都市計画税は、地価の下落や家屋の新築、3 年に 1 度の評価替による影響を推計しています。

軽自動車税は、近年の傾向による増加率 4.0% を乗じて推計しています。

市たばこ税は、売り渡し本数の減少を想定し、前年度△2% で推計しています。

##### ●地方交付税

普通交付税は、令和 5 年度地方財政対策を基に算出した令和 5 年度当初予算をベースに、人口、公債費などの増減見込み及び市税等増減額の 75%～100% を反映しています。

特別交付税は、近年の決算額をベースに、定額推計しています。

### ●地方消費税交付金

令和5年度当初予算額をベースに推計しています。

### ●地方譲与税等

令和4年度決算見込額及び令和5年度当初予算額をベースに、定額推計あるいは経済成長率、人口増減率などを反映させて推計しています。

### ●分担金及び負担金

令和4年度決算見込額及び令和5年度当初予算額をベースに、人口増減率を反映させて推計しています。また、病院群輪番制・小児救急輪番制病院運営の幹事年度（令和10・11年度）は、構成市町村からの負担金を別途加算しています。

### ●使用料・手数料

令和4年度決算見込額及び令和5年度当初予算額をベースに、定額推計あるいは人口増減率を反映させて推計しています。

### ●国庫支出金

令和4年度決算見込額（コロナ対策にかかる国庫補助金除く）及び令和5年度当初予算額をベースに、近年の傾向による増加率や経済成長率、対象年齢層の人口増減率などを反映させて推計しています。

### ●都道府県支出金

令和4年度決算見込額（コロナ対策にかかる県補助金除く）及び令和5年度当初予算額をベースに、近年の傾向による増加率や経済成長率、対象年齢層の人口増減率などを反映させて推計しています。

### ●繰入金

令和4年度決算見込額及び令和5年度当初予算額から繰入額を反映させ、それ以降は、事業計画による定額的な特定目的基金の取崩しのみ想定しています。

なお、令和6年度以降、新規建設事業に対する基金取崩は想定していません。

### ●繰越金

前年度の形式収支が黒字の場合、当該黒字相当額を繰越しています。

### ●地方債

建設事業債は、令和5年度～令和9年度は中期事業計画搭載事業等にかかる発行予定額、令和10年度以降は、通常事業分として、事業費12億円に対し8億円（起債対象10億円×80%）を定額推計しています。

臨時財政対策債は、令和5年度予算額で定額推計しています。

その他、既存の借換債等の予定を反映しています。

### ●財産収入・寄附金・諸収入

財産収入は、基金利子分として、前年度末基金残高見込に0.1%を乗じて推計しています。

寄附金は、ふるさと龍ヶ崎応援寄附金の寄附見込額を計上します。

諸収入は、令和4年度決算見込額及び令和5年度当初予算額をベースに、定額推計あるいは経済成長率、対象年齢層の人口増減率などを反映させて推計しています。

その他、単年度で収入が見込まれる場合は、別途加算します。

## ■歳出

### ●人件費

事業費支弁人件費（普通建設事業に含まれる職員給与など）を含んで計上しています。  
議員報酬・審議会等の委員報酬は、令和4年度決算見込額をベースに定額推計しています。  
職員給与等は、在職者の内訳等を勘案のうえ推計しています。  
会計年度任用職員給与費等は、令和5年度予算額をベースに定額推計しています。

### ●物件費

電算委託料・リース料は、令和5年度予算額をベースに定額推計しています。  
施設管理経費及びその他の物件費は、令和4年度決算見込額をベースに、光熱費の上昇見込額を加算し、経済成長率を反映させて推計しています。

### ●維持補修費

維持補修費は、経常的な各施設等の損傷などは毎年同程度発生する前提で、令和4年度決算見込額をベースに、物価上昇相当分として、経済成長率を反映させて推計しています。

### ●扶助費

扶助費は、現在の制度が継続する前提で、令和4年度決算見込額をベースに、近年の傾向による増加率や対象年齢層の人口増減率を反映させて推計しています。

### ●補助費等

龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合などの一部事務組合に対する負担金のうち、運営費負担金分は、令和5年度予算額をベースに、経済成長率を反映させて推計しています。工事費及び公債費償還負担金分は、事業計画案等により、各事業年度における一般財源市負担額及び後年度の公債費償還負担見込額を計上しています。

その他に対するものは、令和5年度当初予算額をベースに、人口増減率を反映させて推計しています。

特殊要因として、病院群輪番制・小児救急輪番制病院運営の幹事年度（令和10・11年度）は、医療機関への負担金を加算しています。

なお、令和2年度から、下水道事業会計への繰出金は補助費等に計上しています。

### ●普通建設事業費

事業費支弁人件費は除いています。

令和5年度は当初予算額に繰越予定額を加算した額、令和6年度～令和9年度は中期事業計画搭載事業等の見通しを計上し、令和10年度以降は、通常事業分として、年間12億円を定額推計し、都市再生機構立替返済金を加算しています。

### ●災害復旧費

災害復旧事業を予定する場合に計上します。

### ●公債費

既借入金分は、償還計画により推計しています。

借入見込分は、下記の条件に基づいて償還額を試算しています。

〔借入条件〕

建設事業債：15年償還、据置なし、年1.6%、半年賦元金均等償還

臨時財政対策債：20年償還、うち3年据置、年1.9%、半年賦元金均等償還

借換債：5年償還、据置なし、年1.08%、半年賦元金均等償還

### ●積立金

各年度において、基金利子及びふるさと龍ヶ崎応援寄附金の積立を想定しています。

### ●投資及び出資金

令和3年度決算額をベースに、定額推計しています。

### ●貸付金

令和3年度決算額をベースに、定額推計しています。

### ●繰出金

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業は、令和4年度決算見込額をベースに、対象年齢層の人口増減率を反映させて推計しています。

## ◆歳出のうち主要経費見通し

### ■職員経費

#### ●会計年度任用職員等経費

人件費のうち会計年度任用職員にかかる報酬等及び物件費のうち費用弁償の合計額を計上しています。

#### ●職員人件費

人件費のうち職員給与等分を計上しています。

### ■情報システム経費

物件費のうち電算関連の委託料・リース料分を計上しています。

### ■公共施設維持管理経費

物件費のうち公共施設に係る管理費、土地賃借料等及び維持補修費のうち公共施設分並びに普通建設事業費のうち公共施設に係る改修工事費、都市再生機構立替返済金の合計額を計上しています。

### ■新規建設事業

主要施策アクションプランに搭載されている主な事業について、令和5年度～令和9年度の事業費の見通しを計上しています。

## ◆地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し

### ■地方債残高

前年度末地方債残高見込に、各年度の地方債（歳入）を加え、公債費（歳出）のうち元金相当分（公債費の90%で試算）を差し引いた額を計上しています。

### ■債務負担行為残高

将来負担比率の算定に用いる、債務負担行為に基づく支出予定額（都市再生機構立替返済金等、公債費に準ずる債務負担行為残高）を計上しています。

### ■一般基金残高

前年度末一般基金残高見込から、各年度の基金繰入金（歳入）を差し引き、積立金（歳出）を加えた額を計上しています。



## 資料3

## ◆財政収支見通し(令和5年3月現在)

※項目別に四捨五入しており、項目の合計値と合計欄の数値が一致しない場合があります。(単位:百万円)

項目	R01決算	R02決算	R03決算	R04見込	R05推計	R06推計	R07推計	R08推計	R09推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計
地方税	10,185	10,177	10,080	10,264	10,179	10,226	10,243	10,248	10,151	10,140	10,115	10,000	9,962	9,919
地方交付税	3,403	3,947	4,193	4,226	3,914	3,852	3,718	3,746	3,742	3,675	3,588	3,528	3,360	3,230
地方消費税交付金	1,304	1,607	1,749	1,810	1,851	1,871	1,894	1,860	1,876	1,888	1,899	1,910	1,856	1,866
地方譲与税等	578	569	744	667	633	668	671	673	676	677	679	680	681	683
分担金及び負担金	248	130	138	126	126	126	125	124	123	144	144	121	120	119
使用料・手数料	336	276	291	327	321	325	323	322	320	318	316	315	313	310
国庫支出金	3,763	12,789	7,527	6,566	4,857	4,912	4,933	4,457	4,337	3,954	3,949	3,945	3,950	3,974
都道府県支出金	1,807	1,912	1,966	2,079	2,035	1,847	1,840	1,845	1,848	1,849	1,850	1,851	1,860	1,870
寄附金	169	183	189	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
繰入金	894	699	223	132	1,151	29	29	27	27	27	27	25	17	7
繰越金	850	1,120	1,133	2,738	1,521	1,722	922	145	0	0	0	0	0	0
地方債	1,953	2,075	2,584	1,834	2,638	2,711	2,305	1,667	1,637	1,090	1,112	1,071	1,071	1,071
うち臨時財政対策債	921	868	1,276	371	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271
財産収入・寄附金・諸収入	646	511	525	652	518	509	498	487	491	487	482	477	472	476
歳入合計	26,137	35,996	31,342	31,621	29,943	28,997	27,701	25,800	25,429	24,449	24,361	24,123	23,862	23,725
人件費(事業費支弁人件費を含む)	4,198	4,271	4,248	4,237	4,230	4,222	4,232	4,350	4,323	4,387	4,359	4,396	4,377	4,426
物件費	3,558	4,241	4,275	4,485	4,811	4,168	4,212	4,250	4,264	4,287	4,310	4,333	4,352	4,372
維持補修費	185	193	197	218	222	225	228	230	231	232	234	235	236	237
扶助費	6,621	6,783	8,505	6,916	6,732	6,638	6,543	6,553	6,564	6,575	6,587	6,598	6,695	6,796
補助費等	3,050	12,210	3,681	5,898	3,859	3,675	3,686	3,692	3,696	3,717	3,716	3,691	3,655	3,602
うち一部事務組合に対するもの	1,564	2,217	1,733	1,730	1,908	1,926	1,947	1,964	1,980	1,990	2,001	2,008	1,986	1,946
普通建設事業費(事業費支弁人件費を除く)	1,987	1,999	2,487	2,380	3,408	4,218	3,609	2,464	2,382	1,264	1,223	1,219	1,219	1,219
災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	2,614	2,563	2,475	2,523	2,407	2,458	2,526	2,594	2,611	2,600	2,593	2,470	2,349	2,231
積立金	176	376	508	1,130	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108
投資及び出資金	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貸付金	20	21	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
繰出金	2,607	2,205	2,206	2,294	2,423	2,342	2,392	2,419	2,445	2,472	2,498	2,525	2,525	2,534
歳出合計	25,016	34,863	28,603	30,100	28,221	28,075	27,557	26,681	26,645	25,661	25,649	25,594	25,538	25,546
収支差引	1,120	1,133	2,738	1,521	1,722	922	145	△ 881	△ 1,216	△ 1,211	△ 1,287	△ 1,472	△ 1,675	△ 1,821
累積収支不足額	0	0	0	0	0	0	0	△ 881	△ 2,097	△ 3,309	△ 4,596	△ 6,068	△ 7,743	△ 9,564

※臨時財政対策債:地方交付税の一部が振替えられた地方債で、後年度に償還見込額が交付税措置されます。 ※一部事務組合:ごみやし尿の処理、消防など、近隣の市町村と共同で事業を行うために設置された組合です。

※収支の不足分については、毎年度の収支改善の取組や基金からの繰入等により解消していきます。

## ◆歳出のうち中期事業計画等主要経費見通し

(単位:百万円)

項目	R01決算	R02決算	R03決算	R04見込	R05推計	R06推計	R07推計	R08推計	R09推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計
職員 職員人件費	3,449	3,380	3,316	3,324	3,256	3,248	3,258	3,376	3,348	3,413	3,385	3,421	3,403	3,452
経費 会計年度任用職員等経費	570	568	646	691	724	724	724	724	724	724	724	724	724	724
情報システム経費(委託料・リース料)	413	441	404	416	430	430	430	430	430	430	430	430	430	430
公共施設維持管理経費	2,489	2,938	2,289	2,291	2,763	2,628	2,290	2,562	2,647	2,472	2,443	2,449	2,458	2,468
新規建設事業														
道の駅整備					0	0	570	87	652					
新保健福祉施設整備					590	855	39	0	0					
佐貫3号線整備					292	334	330	124	193					
長戸コミュニティセンター建替え(含道路)					178	317	0	0	0					
森林公園再整備					5	672	0	0	0					
新学校給食センター整備					749	0	0	0	0					
長山地区小中一貫モデル校整備					70	742	1,681	1,066	6					

※新規建設事業は、中期事業計画に記載されている主な事業について、計画期間(令和5年度~令和9年度)内の事業費を概算で計上しています。実施時期、事業費等は、毎年度ローリングを行います。

## ◆地方債、債務負担行為及び一般基金残高見通し

(単位:百万円)

項目	R01決算	R02決算	R03決算	R04見込	R05推計	R06推計	R07推計	R08推計	R09推計	R10推計	R11推計	R12推計	R13推計	R14推計
地方債残高	22,762	22,409	22,624	22,023	22,495	22,993	23,025	22,358	21,644	20,394	19,172	18,020	16,977	16,040
債務負担行為残高	1,608	1,381	1,150	912	705	516	355	211	104	42	19	0	0	0
一般基金残高	5,400	5,354	5,768	6,767	5,724	5,803	5,882	5,963	6,044	6,124	6,205	6,289	6,380	6,481

## 資料4

○龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（抜粋）

平成24年9月26日

条例第25号

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、柔軟で持続可能な財政構造を構築し、自主的かつ総合的な地域経営を確保するため、財政運営の基本指針等を定めることにより、健全な財政運営に関する取組の推進を図り、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

#### （財政運営の基本指針）

第3条 市は、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、人口動態、経済環境の変化、時代の潮流及び市民の意見等を踏まえた重要かつ緊急性の高い施策に対して重点的に予算配分を行い、財政を健全に運営しなければならない。

2 市は、地方債を財源に充てる公共施設及び社会基盤施設の整備等、長期間にわたり財政需要を生じる施策の決定に当たっては、その債務が将来世代にも引き継がれることを十分理解した上で、世代間の負担の公平性に十分留意するとともに、受益者負担の原則等、財政秩序の維持についても十分考慮しなければならない。

#### （責務）

第4条 市長は、市民の負託に基づく市の代表機関として、最上位計画を踏まえて予算を編成し、執行するとともに、財政を健全に運営しなければならない。

2 市民は、行政活動によって得られる利益及び公共サービスについては、市民の相応の負担の上に成り立っていることを認識するとともに、世代間の負担の均衡に配慮しなければならない。

### 第2章 財政運営の原則

#### 第1節 財政情報の共有

##### （説明責任の向上）

第5条 市は、財政状況について、市民と情報を共有し、分かりやすく公開することにより、その説明責任の向上に努めるとともに、財政運営に関する市民の意見の把握に努めなければならない。

##### （財政情報の公表）

第6条 市長は、毎年度、次に掲げる事項を分かりやすく公表しなければならない。

- (1) 当初予算の状況（市長が必要と認める予算編成過程の情報を含む。）
- (2) 歳入歳出決算の状況

- (3) 決算統計に基づく決算の状況
- (4) 年度末における基金，地方債及び地方債に準じる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の状況
- (5) 主要な施策の成果を説明する書類
- (6) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- (7) 財務諸表

## 第2節 資産の管理等

(資産及び負債の管理)

第8条 市は，長期的な人口動態及び社会経済情勢の変化等を考慮して，資産を管理しなければならない。

2 市は，地方債，地方債に準ずる債務負担行為並びに不動産の取得及びこれに類する目的のための債務負担行為並びに債務保証の額について，負債として管理しなければならない。

3 市は，負債の額について，償還能力の観点から適切な水準にとどめるとともに，常に逡減に努めなければならない。

(基金)

第10条 市は，災害対策の財源その他緊急を要し，又はやむを得ない財政需要に的確に対応するための資金を確保し，財政の健全かつ円滑な運営に資するため，財政調整基金に計画的に積み立てなければならない。

2 市は，公共施設の適正管理その他施策の計画的推進のために資金の留保を必要とするものにあつては，基金を設けて計画的に資金を積み立て，執行するよう努めなければならない。

(地方債)

第11条 市は，起債に当たっては，次に掲げる事項を総合的に検討しなければならない。

- (1) 適債性の有無
- (2) 将来において市民が負担することの妥当性
- (3) 地方債と他の資金調達方法による場合との市の負担についての比較
- (4) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

## 第3節 執行における原則

(予算執行の原則)

第12条 市は，次に掲げる事項を総合的に勘案して予算の執行に当たらなければならない

ない。

- (1) 収支の均衡を保持すること。
- (2) 社会経済情勢の変化を考慮すること。
- (3) 将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。
- (4) 将来の負担を抑制すること。

(歳入及び歳出)

第13条 市は、歳入について、安定的な増収を図る方策を検討するとともに、市税等については、適切な徴収に努めなければならない。

2 市は、歳出について、効果的で合理的な予算執行に努めなければならない。

### 第3章 計画的な財政運営

(財政収支見通し)

第17条 市長は、毎年度、最上位計画に基づく事業の進捗状況等との調整の下で、長期的な期間における各年度の普通会計の収支状況、同期間中の各年度末における基金、地方債及び地方債に準ずる債務負担行為で翌年度以降の支出予定額の見通し(以下「財政収支見通し」という。)を公表しなければならない。

(最上位計画策定における原則)

第18条 市は、最上位計画に基づく事業計画を財源の根拠をもって策定し、真に必要な施策に充てる財源を確保するとともに、最上位計画の確実な実行に努めなければならない。

2 市は、最上位計画の策定及び改定に当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、財政収支に影響を及ぼす改定においては、改定前後の収支見込額を併記しなければならない。

- (1) 普通会計における収支見込額
- (2) 前号の収支見込額に、最上位計画の遂行のための財源を反映したもの  
(公共施設等整備に伴う財政運営影響額)

第19条 市長は、公共施設及び社会基盤施設を整備しようとする場合(公共施設の更新及び大規模な改修等を行おうとする場合を含む。)は、別に定めるところにより、あらかじめ財政運営への影響額を試算し、公表しなければならない。

(予算を伴う計画)

第20条 市長は、予算を伴う計画については、財政収支見通しに反映させなければならない。

2 前条の規定により算出した公共施設及び社会基盤施設の整備による財政運営へ

の影響額については、当該整備計画の決定に併せて、財政収支見通しに反映させなければならない。

#### 第4章 健全な財政運営の取組

##### (財政運営の目標)

第21条 市長は、財政指標を用いて財政運営の目標を定め、財政運営に当たらなければならない。

- 2 市長は、地方財政健全化法に定める早期健全化基準（公営企業会計にあっては経営健全化基準とする。）を上回る独自の基準（以下「早期警戒基準」という。）を設けて財政運営に当たらなければならない。

##### (早期の財政健全化)

第22条 市長は、地方財政健全化法の規定により算定した健全化判断比率（公営企業会計にあっては資金不足比率とする。以下同じ。）のいずれかの比率が早期警戒基準に該当した場合は、財政を早期に健全化するための計画（以下「早期財政健全化計画」という。）を策定するとともに、早期財政健全化計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による早期財政健全化計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、公表しなければならない。当該計画の毎年度の取組状況についても、同様とする。
- 3 市長は、第1項の取組の結果、健全化判断比率が早期警戒基準に該当しなくなった場合は、早期財政健全化計画の取組を終了するとともに、これを議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

#### 第5章 雑則

##### (委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 資料 5

○龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例施行規則（抜粋）

平成 24 年 9 月 26 日

規則第 52 号

改正 平成 30 年 3 月 23 日規則第 17 号

平成 30 年 10 月 19 日規則第 33 号

令和元年 12 月 20 日規則第 29 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例（平成 24 年龍ヶ崎市条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（情報の公表方法）

第 3 条 条例及びこの規則の規定に基づく情報の公表は、次に掲げる手法等を用いて行うものとする。

- (1) 市広報紙又は市政策情報誌への掲載
- (2) 市公式ホームページへの掲載
- (3) 印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含む。）の頒布
- (4) 報道機関への情報提供

2 前項に規定する手法等のほか、必要に応じて説明会を実施するなど、市民に直接説明する機会を設けるよう努めるものとする。

第 10 条 条例第 17 条の規定による普通会計の財政収支見通しは、前年度の決算状況及び社会経済情勢の動向等を踏まえた当該年度から向こう 10 年度の見通しとし、毎年度 10 月末日までに公表するものとする。

2 条例第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による反映によって財政収支見通しが改定された場合は、速やかに公表するものとする。

（公共施設等整備に伴う財政運営影響額）

第 11 条 条例第 19 条の規定による財政運営への影響額の試算は、次に掲げる事業（以下「試算対象事業」という。）を対象に行うものとする。

- (1) 公共施設の整備で、総事業費が 1 億円以上見込まれるとき。
- (2) 社会基盤施設の整備で、総事業費が 2 億円以上見込まれるとき。

2 市長は、試算対象事業につき、次に掲げる事項を基本に、財政運営への影響額を試算するものとする。

- (1) 投資的経費 当該施設の用地費、建設費、初度調弁費その他の初期費用



(2) 経常的経費 当該施設の管理運営に必要な人件費、物件費、償還費（建設財源として地方債その他の複数年度にわたる債務の発生を伴う財源の利用を想定する場合に限る。）その他の経常的費用で、向こう30年間の所要見込額

(3) 更新費用 当該施設の機能を維持するため一般的な知見により予測される維持補修費、工事請負費、備品購入費その他の臨時的経費（前号の経常的経費に含まれるものを除く。）で、向こう30年間の所要見込額

3 市長は、試算対象事業の目的及び社会的便益等の予測と併せて、前項の試算結果を公表するものとする。

（財政運営の目標）

第12条 条例第21条第1項の規定による財政運営の目標（以下「財政運営目標」という。）は、別表第1に掲げるところによる。

（中期財政計画）

第13条 市長は、財政運営目標を達成し、及びこれを維持するために必要な取組を定めた中期的な期間における計画（以下「中期財政計画」という。）を策定し、財政運営に当たるものとする。

2 中期財政計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 財政状況の分析

(2) 計画期間

(3) 財政運営の基本方針

(4) 財政運営目標を達成し、及びこれを維持するための方策

(5) 前各号に掲げるもののほか、財政運営目標の達成及び維持に必要な事項

（早期警戒基準）

第14条 条例第21条第2項の規定による早期警戒基準は、別表第2に掲げるところによる。

（早期財政健全化計画）

第15条 条例第22条第1項の規定による早期財政健全化計画は、早期警戒基準に該当することとなった年度の翌年度の末日までに定めるものとする。

2 早期財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の28第1項又は第2項に規定する者による当該財政の状況についての監査の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るために必要な最小限度の期間内に、実質赤字比率が早期警戒基準に該当する場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債

費比率又は将来負担比率が早期警戒基準に該当する場合にあってはそれぞれの比率を早期警戒基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健全化判断比率が早期警戒基準に該当することとなった要因の分析
  - (2) 計画期間
  - (3) 財政の早期健全化の基本方針
  - (4) 実質赤字比率がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策
  - (5) 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期警戒基準に該当する場合にあっては、それぞれの比率を早期警戒基準未満とするための方策
  - (6) 各年度ごとの前2号の方策に係る歳入及び歳出に関する計画
  - (7) 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、財政の早期健全化に必要な事項
- 3 早期財政健全化計画は、その達成に必要な各会計ごとの取組が明らかになるよう定めるものとする。
- 4 前3項の規定は、資金不足比率が早期警戒基準に該当した公営企業会計に準用する。  
(早期財政健全化計画の報告等)

第16条 条例第22条第2項の規定による早期財政健全化計画の策定又は変更の報告及び公表は、その策定後、速やかにこれを行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による早期財政健全化計画の取組状況の報告及び公表は、毎年度9月末日までに前年度の状況を議会に報告し、かつ、これを公表するものとする。

3 条例第22条第3項の規定による早期財政健全化計画の取組の終了の報告及び公表は、終了後、速やかにこれを行うものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第12条関係）

財政運営の目標

指標	目標値
基礎的財政収支	黒字
経常収支比率	90%以下
積立金残高比率	35%以上
実質債務残高比率	180%以下
社会資本等形成の世代間負担比率	14%以下

（注） 基礎的財政収支及び社会資本等形成の世代間負担比率は一般会計等を対象に、その他の指標は普通会計を対象に算出する。

別表第2（第14条関係）

早期警戒基準

指標	基準値	備考
実質赤字比率	0.0%以上	比率が算出された場合
連結実質赤字比率	0.0%以上	比率が算出された場合
実質公債費比率	16%以上	
将来負担比率	200%超	
資金不足比率	0.0%以上	比率が算出された場合

（注） 各比率の算定は、地方公共団体財政健全化法に定める方法によるものとし、資金不足比率は特別会計のうち公営企業に係る特別会計を、その他の指標は一般会計等を対象とする。